

指定居宅介護支援事業所新規指定の流れ

指定居宅介護支援事業所の新規開設に関する事前相談の前に、当広域連合が定めている基準を条例等にて必ず確認してください。

- ・知多北部広域連合指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- ・知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則

	事 項	内 容 ・ 期 日	備 考
1	事前相談	知多北部広域連合へ問合せ。 (指定申請様式を配布します。)	まずは、電話でお問い合わせください。 (その後、必要に応じて窓口にて対応する場合があります。)
2	事前提出	一部の指定申請書類について、3「指定申請書類の提出」前に事前提出。	電子メールにて対応します。 該当書類については、1「事前相談」時にお伝えします。
3	指定申請書類の提出	<u>指定を受ける2か月前の月末までに提出。</u> (月末が休日の場合は、前営業日。)	* 窓口にご持参ください。 * 指定申請書類を受理した月から2か月以降の月の1日が指定の有効開始日となります。
4	指定申請書類の審査	指定申請書類の内容を確認させていただきます。	* 書類の修正等をお願いすることがあります。 * 申請書類に不備がある場合は、受理できないことがあります。
5	現地調査	指定月の前月中旬頃に行います。 申請書類の内容、設備、備品等に関する基準を確認。	
6	指定通知書発送	指定月の前月末までに郵送。	窓口での受取りも可。

(参考) 開設予定事業所の申請スケジュール例 (8月1日指定の場合)

時期		内 容
5月		新規開設に関する事前相談
6月	中旬	事前提出 (一部指定申請書類のみ)
	月末	指定申請書類の提出締切 *月末が休日の場合は、前営業日まで
7月		指定申請書類の審査・修正
	中旬	現地確認
	下旬	指定通知書の発送
8月	1日	指定

(問合せ先)

知多北部広域連合事業課給付係 ☎ 052-689-2263